

2 行財政の健全化と事務事業等の見直し 「財政」の改革

●税源の確保と税負担の適正化

公正で健全な行政運営を確保するため、町税等の滞納阻止と税負担の適正化を強力に推進するとともに、地域産業の振興や企業誘致による税源の確保、さらには新たな税の創設等に努めます。

・法定外税の課税(H22)

・差押動産・不動産のネット公売

・広域滞納整理機構の設置(H20)

など



●経費の節減合理化と

計画的な財政運営

経費の節減合理化を図り、住民の理解に基づき、最も効果的な住民サービスを最小の経費で提供できるように努めます。

また、わかりやすく透明性の高い財政運営を計画的に推進します。

・財務規則の見直し(H19)
・コミュニティバス・福祉バス等の統一化(H19)など



●事務事業の見直しと

経費負担の適正化

事務事業の廃止と新設を徹底するとともに、行政評価システム等を取り入れながら検証と見直しを定期的に行うことにより、事務事業の選択と重点化を図ります。

また、事務処理の迅速化や手続きの簡素化を促進し、住民の視点に立ったより便利で親切的な行政サービスの提供に努めます。

さらに、行政と住民がそれぞれの責任と役割を再認識し、相互の信頼と協力のもと「協働」によるまちづくりを行うため、行政負担の必要性、費用対効果等を検証し、整理合理化に努めます。

・行政評価システムの構築と導入(H19)

・関連事務事業の統一化(H19)

・使用料・手数料の見直し(H19)

・分担金・補助金の見直し(H19)

など

●職員給与の適正化

職員の職責と評価に応じた公正で適正な支給に努めるとともに、住民の理解と納得が得られるような制度の確立と運用に努めます。

・特殊勤務手当の適正化と成績主義に基づく手当支給の制度化(H19)
・保育所副所長の新設(H18)など

3 行政組織と運営の見直し 「制度・体制」の改革

●行政組織の見直し

住民のニーズや時代の流れに対応した、親切でわかりやすく、職員にとっても機能的で働きやすい行政組織や体制づくりに努めます。

また、特別職や各行政機関の役割やあり方等について検証し、より柔軟な行政運営に努めます。

・窓口手続きのワンストップ化の充実(H20)

・わかりやすい組織への再編(H19)

・水道課の移転(H19)など

●定員管理の適正化

抜本的な事務事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、積極的な民間委託、情報通信技術の活用を推進します。

・町職員の定員の適正化(H18)
・非常勤職員及び臨時職員の任用(H19)など

●民間活力の導入と住民協働

事務事業の民間委託の可能性を見極めながら、民間の技術を積極的に行政に取り入れます。

また、町が管理している施設については、指定管理者制度の導入を検討します。

さらに、住民団体やNPO等による「協働」の仕組みづくりを推進します。

・指定管理者制度等民間委託の導入(H22)

・特定業務の全面民間委託(H19)

・「協働」に向けた共通認識の形成及び協働の仕組みづくりの推進(H19)

・NPOの育成、各種団体等の組織再編・自立化(H19)など

〈次ページへつづく〉



●公共施設の効率的運用と有効活用

住民の視点で公共施設の効率的運用と住民サービスの均衡に配慮しながら保育所等の各施設の再編について検討し、公共施設がより利用しやすいものとなるように努めます。

・保育所・小学校の再編
(保育所H19・小学校未定) など



●情報の共有と透明性の向上

行政情報の積極的な公表と共有を進めるとともに、住民の意見を行政に反映させるための仕組みの充実や、住民の監視と納得のもと行政運営を行える体制づくりに努めます。

・ホームページを活用した情報公開 (H18)
・パブリックコメント制度の導入 (H18) など

※行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめ住民から意見を聞いておき、それを意思決定に反映させるために行う制度

●行政倫理の確立と社会的責務の確保

「社会秩序を乱す行動や社会から非難される行動をしない」という行政倫理を確立し、住民から信頼される行政運営を行います。

・職員倫理に係る規程の整備(H19)
・懲戒等に係る職員の処分基準・手続き等の明確化(H19) など

4 電子自治体の推進

「情報システム」の改革

●業務改善と事務手順の標準化

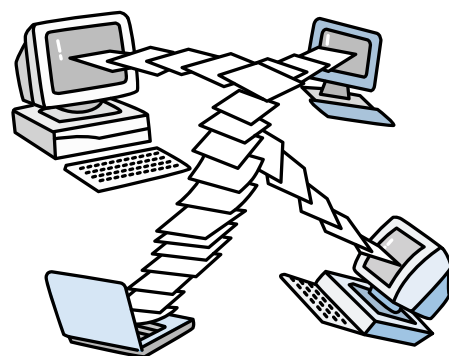
情報通信技術の活用によって、事務をシステム化、自動化することで事務処理の合理化、迅速化を進めるとともに、経費の節減、人的資源の有効活用を図ります。

・役場コンピュータネットワークと保育所・学校との相互接続(H19)
・庁内での情報共有・意見交換の促進(H19) など

●国や県、市町村との事務連携の推進

国や地方公共団体の電子文書交換や広域的な事務事業の共同での外部委託により事務連携を深め、横断的な情報共有を推進します。

・国、県とのコンピュータネットワークの活用による自治体間通信網の確保と広域連携、電子文書交換の推進(H19) など



●電子行政サービスの推進

インターネットを使った電子申請などの電子行政サービスの推進により、物理的距離や時間的制約にとらわれない、誰もがいつでも利用できる行政サービスの拡充に努めます。

また、電子行政の窓口として、行政ホームページの充実に取り組みます。

・住民基本台帳カード(ICカード)に対応した電子申請システムの導入(H19)

●情報危機管理体制の充実

組織的に個人情報情報の保護対策に取り組み、情報システムの信頼性や安全性を向上させ、情報危機管理体制の充実に努めます。

・情報危機管理対策基準等の策定 (H19) など

～行財政改革宣言～

この大綱の主旨や行財政の課題を町職員や組織において共通のものとするため、また、この決意を町民の皆さんに明らかにし、理解を得るため、次のとおり「行財政改革宣言」を行います。

- 私たちは、感動と苦労を共に分かち合う「元気な行政」を目指します
- 私たちは、親切でわかりやすい「やさしい行政」を目指します
- 私たちは、透明で信頼される「明るい行政」を目指します

※第3次美浜町行財政改革大綱は、町のホームページでもご覧になれます。

ホームページアドレス <http://www.town.mihama.fukui.jp/somu/gyoukakutaikou.html>

お問い合わせ先 町総務課(担当・島田) ☎32-6700



交流推進室だより

手作業の田植えから学ぶもの

去る6月8日～9日に、吹田市立佐井寺中学校の生徒226人が若狭美浜はあとふる体験のために美浜町を訪れました。

今回の体験では、久々子湖でのボート体験を生徒全員が体験し、田植え・溪流釣り・地びき網・つる細工については、選択プログラムとして実施しました。

今回は、田植え体験でインストラクターをしていただいた「新庄わいわい楽舎」より感想をいただきました。



田植え体験の様子



「よつこそ美浜へ」
新庄わいわい楽舎

前日夜11時頃まで、田植え体験をする10人の中学生を迎えるため、当日の天気を気にしながらシートにペイントし「ウェルカムボード」を作りました。

体験の受け入れは、初めてのことなので、何からしてよいのやらメンバーで話し合いながらの準備でしたが、幸いにも「美浜あぐりん倶楽部」の皆さんが前日に田植え体験を受け入れることになっていましたので見学させていただきました。その手順で進めようと思いました。

当日は強い南風でしたが、近くの軒先を借り自己紹介、田植えの手順を説明し、作業を始める頃には風もやみ、まずまずの田植え日和になりました。

最近の農作業は、手作業が少なくなりましたが、中学生の皆さんと同じ条件でメンバー全員が素手、素足で田植えをしたので、久しぶりに土とふれあい懐かしく思いました。

子どもたちの質問に答え、学校のことなどを話し合いながらスムーズに進み、周囲にいたほとんどの方々にも田植えに協力いただき、中学生の皆さんと同じく貴重で懐かしい体験ができました。また、町内各地区の皆さんとも交流ができ、たいへん良い体験になったと思います。

今回、田植えをした場所については、地主の方に水管理、草刈り等を協力いただいています。海から山まで何でも体験できる美浜町で、町民の皆さんと交流しながら「はあとふる体験」が育つことを願っています。



食生活が多様化し、普段の食事でお米を食べる機会がなくなっている中学生たちにとって、機械を使わずに昔ながらの手植えをしたことにより、体験をしなければ分らなかった農業の生産の営みや苦勞が理解でき、食文化を考えるきっかけづくりになったことと思います。

また、インストラクターにとっても、懐かしい気持ちはもちろんのこと、地域に昔からある手法を受け継いでいかなければと感じてもらえたことと思います。

はあとふる体験により、都会の人と交流し、今まで気付かなかったお互いが抱える問題を発見し、解決策を考える場になることを願っています。

※お問い合わせ先

町商工観光課 交流推進室

若狭美浜はあとふる体験

推進協議会事務局

☎ 32-6705





平成18年 事業所・企業統計調査

事業所に調査員がお伺いします

事業所や企業の産業・従事者規模の基本的構造を明らかにするとともに、各種行政施策の計画等の基礎資料を得ることを目的に、10月1日現在の事業所・企業について調査を行います。

全国すべての事業所が対象です。

9月下旬から調査員がお伺いします。

調査員は「調査員証」を必ず携帯しています。



皆様のご協力をお願いします。

総務省統計局・美浜町

※お問い合わせ先

町企画課（担当・田村） ☎32-6701

お知らせ

くらしの 情報 BOX

個人事業税の納税のお知らせ

個人事業税の第1期分の納期限は、**8月31日（木）**です。
納期限までに必ず納めましょう。

納税には、便利で確実な
「口座振替」をご利用ください。

※お問い合わせ先

県嶺南振興局 二州税務部 ☎22-0050

高齢者交通安全リーダー

福井県警では、増加する高齢者の交通事故防止策として、3月1日に県内全14署に「高齢者交通安全大学」を開設しました。

この開設された大学に、町から次の3人の方が参加し、3か月間、多種多様な講座を受講され、6月1日に「高齢者交通安全リーダー」として県警本部長の委嘱を受けられました。

●高齢者交通安全リーダー

- ・耳地区 澤田武男さん（興道寺）
- ・山東地区 橋本春義さん（佐田）
- ・西郷地区 浅妻勝美さん（大藪）

●リーダーの活動内容

- ・各地域で高齢者の訪問指導
- ・街頭指導啓発活動
- ・地区内で発生した死亡事故現場視察
- ・高齢者教室での指導役 など

※お問い合わせ先

敦賀警察署 交通課

☎25-0110

年金 ニュース

国民年金保険料の前納制度を ご利用ください

平成18年度の国民年金保険料は、月々13,860円です。
平成18年10月から平成19年3月までの保険料のお支払いは、お得な前納制度を利用されてはいかがでしょうか。

口座振替で前納すると、さらにお得になっております。半年分前納のお申し込み期限は、9月下旬です。社会保険事務所または金融機関等の窓口でお早めにお申し込みください。

前納制度は、保険料を毎月納める手間を省くと同時に、保険料が割引されるお得な制度です。

※お問い合わせ先
県社会保険事務局敦賀事務所
町住民生活課（担当・津原）
☎23-3666
☎32-6703

平成18年10月分から平成19年3月分までの半年分の保険料を前納した場合は、左の表のように割引されます。

毎月納めると	支払方法	前納すると	割引額
83,160円	現金	82,480円	680円
	口座振替	82,220円	940円